

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日)		当中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			777,973	100.0		761,378	100.0		1,563,443	100.0
II 売上原価			730,135	93.9		720,576	94.6		1,466,261	93.8
売上総利益			47,837	6.1		40,801	5.4		97,181	6.2
III 販売費及び一般管理費			45,019	5.8		43,795	5.8		90,568	5.8
営業利益又は 営業損失(△)			2,817	0.3		△2,993	△0.4		6,613	0.4
IV 営業外収益										
1 受取利息		584			575			1,135		
2 有価証券利息		35			13			49		
3 受取配当金		3,686			2,054			5,003		
4 為替差益		1,199			1,171			1,166		
5 その他		2,746	8,252	1.1	2,892	6,707	0.9	6,572	13,927	0.9
V 営業外費用										
1 支払利息		5,149			4,645			9,886		
2 社債利息		1,688			1,516			3,303		
3 その他		1,519	8,357	1.1	1,528	7,689	1.0	3,305	16,495	1.0
経常利益又は 経常損失(△)			2,712	0.3		△3,975	△0.5		4,044	0.3
VI 特別利益	(注)1		3,025	0.4		886	0.1		5,083	0.3
VII 特別損失	(注)2		8,561	1.1		1,268	0.2		25,767	1.6
税引前中間(当期) 純損失(△)			△2,822	△0.4		△4,358	△0.6		△16,638	△1.1
法人税、住民税 及び事業税		25			27			320		
法人税等調整額		△1,602	△1,577	△0.2	△2,110	△2,083	△0.3	△7,172	△6,852	△0.5
中間(当期)純損失 (△)			△1,244	△0.2		△2,274	△0.3		△9,785	△0.6
前期繰越利益			45,917			39,937			45,917	
土地再評価 差額金取崩額			—			△142			—	
中間配当額			—			—			1,895	
中間(当期)未処分 利益			44,672			37,520			34,236	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日)</p>
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 満期保有目的債券 償却原価法</p> <p>② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>③ その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 製商品・半製品・原材料 総平均法に基づく原価法</p> <p>② 未着品 個別法に基づく原価法</p> <p>③ 貯蔵品 総平均法に基づく原価法</p> <p>④ 販売用不動産 個別法に基づく原価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、給油所建物については、過去の実績を勘案した経済耐用年数の 15 年によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 満期保有目的債券 同左</p> <p>② 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>③ その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 製商品・半製品・原材料 同左</p> <p>② 未着品 同左</p> <p>③ 貯蔵品 同左</p> <p>④ 販売用不動産 同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 満期保有目的債券 同左</p> <p>② 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>③ その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 製商品・半製品・原材料 同左</p> <p>② 未着品 同左</p> <p>③ 貯蔵品 同左</p> <p>④ 販売用不動産 同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

<p>なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>		
--	--	--

前中間会計期間 (自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)	前事業年度 (自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日)
<p>(3) 長期前払費用</p> <p>均等償却をしております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>a 一般債権</p> <p>貸倒実績率法によっております。</p> <p>b 貸倒懸念債権及び破産更生債権</p> <p>財務内容評価法によっております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(22,111百万円)については、5年による均等額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従</p>	<p>(3) 長期前払費用</p> <p>同左</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(3) 長期前払費用</p> <p>同左</p> <p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(22,111百万円)については、5年による均等額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10</p>

<p>業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>また、年金資産の額が退職給付債務から会計基準変更時差異及び未認識数理計算上の差異を減額した額を超えるため、当該超過額は投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(3) 特別修繕引当金 消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る定期修繕費用の当中間期対応額を計上することとしております。</p> <p>(4) 投資評価引当金 関係会社に対する投資損失に備えるため、各社の財政状態並びに将来の回復見込等を勘案し、関係会社株式に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>(3) 特別修繕引当金 同左</p> <p>(4) 投資評価引当金 同左</p> <p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>	<p>年)による定額法により、翌期から費用処理しております。</p> <p>また、年金資産の額が退職給付債務から会計基準変更時差異及び未認識数理計算上の差異を減額した額を超えるため、当該超過額は投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(3) 特別修繕引当金 消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修理費用の当期対応額を計上することとしております。</p> <p>(4) 投資評価引当金 同左</p> <p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
--	---	--

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
<p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>6 ヘッジ会計の方法 ① 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法</p>	<p>5 リース取引の処理方法 同左</p> <p>6 ヘッジ会計の方法 ① 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法</p>	<p>5 リース取引の処理方法 同左</p> <p>6 ヘッジ会計の方法 ① 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法</p>

<p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>なお、特例処理の要件をみたく金利スワップについては特例処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="1" data-bbox="199 353 552 584"> <thead> <tr> <th>ヘッジ手段</th> <th>ヘッジ対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金利スワップ取引</td> <td>借入金</td> </tr> <tr> <td>原油・製品先物取引</td> <td>原油・製品の売買取引</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ ヘッジ方針</p> <p>デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>なお、仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺し流動負債「その他」に表示しております。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	金利スワップ取引	借入金	原油・製品先物取引	原油・製品の売買取引	<p>同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>同左</p> <p>③ ヘッジ方針</p> <p>同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>同左</p> <p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>同左</p> <p>③ ヘッジ方針</p> <p>同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>同左</p> <p>7 その他の財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>
ヘッジ手段	ヘッジ対象							
金利スワップ取引	借入金							
原油・製品先物取引	原油・製品の売買取引							

(追加情報)

<p>前中間会計期間 (自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日)</p>
<p>(金融商品会計)</p> <p> その他有価証券のうち時価のあるものについては、当中間会計期間より金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成 11 年 1 月 22 日))を適用し、移動平均法による原価法から中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)に変更しております。</p> <p> この結果、その他有価証券評価差額は△4,113 百万円、繰延税金資産は 2,843 百万円計上されております。この変更による損益に与える影響はありません。</p> <p>(投資評価引当金)</p> <p>従来、取引所の相場のない有価証券の実質価額の低下による損失に備えるため、その発行会社の財政状態の実情を勘案し個別検討による必要額を計上しておりましたが、会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」(平成 12 年 1 月 31 日)により、有価証券の会計処理が明らかにされたことに伴い、取引所の相場のない有価証券に対する投資損失(185 百万円)は直接減額し、関係会社に対する損失見込額は投資評価引当金として処理する方法に変更しております。この変更による損益に与える影響はありません。</p>	<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計)</p> <p> 当中間会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準(企業会計基準第 1 号)」を適用しております。これによる当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p> なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p> これに伴い、従来、流動資産の「その他」に表示していた「自己株式」は、当中間会計期間から資本の控除項目として資本の部の末尾に記載しております。</p>	<p>(金融商品会計)</p> <p> その他有価証券のうち時価のあるものについては、当期より金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成 11 年 1 月 22 日))を適用し、移動平均法に基づく原価法から決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)に変更しております。</p> <p> この結果、その他有価証券評価差額は、1,475 百万円、繰延税金負債は、1,020 百万円計上されております。この変更による損益への影響はありません。</p> <p>(投資評価引当金)</p> <p> 従来、取引所の相場のない有価証券の実質価額の低下による損失に備えるため、その発行会社の財政状態の実情を勘案し個別検討による必要額を計上しておりましたが、会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」(平成 12 年 1 月 31 日)により、有価証券の会計処理が明らかにされたことに伴い、取引所の相場のない有価証券の投資損失は直接減額し、関係会社に対する損失見込額は投資評価引当金として処理する方法に変更しております。この変更による損益への影響はありません。</p> <p>(自己株式)</p> <p> 従来、流動資産に掲記して表示していた「自己株式」は、財務諸表等規則の改正に伴い、当期から資本の控除項目として資本の部の末尾に記載しております。</p>